

新型コロナウイルス感染症に係る

精神障害者保健福祉手帳の更新手続きの取り扱いについて

精神障害者保健福祉手帳

診断書の提出を1年間猶予します。

- 対象者：令和2年3月1日から令和3年2月28日に有効期限

を迎える者のうち、更新時に医師の診断書を添えて提

出する必要がある者

(障害年金証書で申請している方は対象外です。)

- 猶予：有効期限の日から1年以内は診断書の提出を猶予した

うえで、有効期限を更新することができます。

ただし、1年以内に診断書の提出がない場合、失効と

なります。

<必要な手続きなど>

- ・障害者手帳交付申請書の提出が必要です。(お住まいの市町村窓口で手続きしてください。)

◎ 上記手続きによらず、通常の再認定手続きを行うことも可能です。

◎ ご不明な点は、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。